

日本獣医師会のマイクロチップ登録（AIPO）の手続き方法が令和4年7月1日から変更となります

オンラインでの手続きのみとなります

- ・今までの登録申請書はマイクロチップに付属されなくなります
- ・オンライン登録のサイトアドレスは今までと同じです
- ・登録料はクレジットカードで決済していただきます
- ・お手持ちの申請書は6月末まで使用できます
- ・登録申請書の代わりにマイクロチップ装着証明書をアップロードして登録します※
- ・従来どおり、登録申請代行は可能です。



<https://www.aipo.jp/apply/>

飼い主変更が有料となります

- ・飼い主変更は新規登録と同じ1,050円になります
- ・住所等の変更や死亡の削除には料金はかかりません



新規登録：1,050円
飼い主変更：1,050円
住所変更や削除：無料

ハッシュキーが付与されます

- ・登録完了通知書（ハガキ）の代わりに電子証明記号（AIPO登録コード）がメールで送られます
- ・AIPO登録コードを使って変更などの手続きが行えるようになります



※「マイクロチップ装着証明書」は令和4年6月1日以降にマイクロチップを装着した場合に発行します。
それ以前の装着の場合や、いつどこで装着されたのか分からないマイクロチップの識別番号を証明する場合は、
「マイクロチップ識別番号証明書」を発行して下さい。

日本獣医師会のシステムでは「マイクロチップ識別番号証明書」のアップロードでも登録が可能です。